

まちづくりだより

第73号

第一整備地区

企業選定審査委員を追加募集します

前号（第72号）でお知らせしました、生活支援系共同売却・賃貸街区（12・13街区）の進出企業の募集及び選定に向けた企業選定審査委員会の委員（公募委員）の募集について、応募者が募集人数に満たなかったことから、追加募集を行います。

追加募集の結果、なお応募者が募集人数に満たない場合、再度の追加募集は行わず、定数に満たない委員数で企業選定審査委員会を組織します。

企業誘致に当たって、地権者の皆様の立場に応じた御意見を反映するため、積極的な応募をぜひよろしくお願いいたします。

【追加募集人数】

【公募枠1】追加募集人数（2人）※定数2人

生活支援系共同売却・賃貸街区（12区）の仮換地指定者のうち、共同売却予定者

【公募枠2】追加募集人数（1人）※定数2人

生活支援系共同売却・賃貸街区（12区）の仮換地指定者のうち、共同賃貸予定者

【公募枠3】追加募集人数（1人）※定数3人

自己利用街区（12・19・43街区以外）への仮換地指定者

生活支援系共同売却・賃貸街区 （12・13街区）



※13街区は全て保留地です。

★募集の詳細については、同封の「委員公募のお知らせ【追加募集】」を必ずご確認ください。

【応募方法】

- 同封の委員応募申込書に必要事項を記入の上、麻溝台・新磯野区画整理事務所まで持参、郵送、FAXで御提出いただくか、右の電子申込フォームから御提出ください。

※ <https://logoform.jp/form/oWjU/1521449>

↑こちらのURLからもお申込みできます

《電子申込フォーム》

スマートフォンやタブレットでQRコードを読みとってください



【応募締切】**令和8年6月12日（金）（必着）**

※応募者が募集人数を超える場合は、抽選により選出します。（抽選は追加募集に係る応募のみを対象として行います。）



※裏面もご覧ください。

発行 相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所
〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
TEL :042-769-9254（事業計画・換地・補償に関すること）
TEL :042-707-7184（現場管理に関すること）
FAX :042-754-8490

電柱等の宅地内建柱へのご協力について

電力・通信等を供給するために必要な電柱等は、道路の安全性、災害時の緊急車両の通行及び活動への障害の排除等のため、原則として宅地内の建柱のご協力をお願いしています。

道路上の電柱を減らすことで、通行空間の確保や見通しの向上など、安全で利用しやすい道路空間の形成につながります。

設置位置につきましては、土地利用への影響に配慮しながら、電力会社・通信事業者と調整のうえ個別にご相談させていただきます。今後、対象となる権利者の皆様へ順次ご説明に伺う予定ですので、本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

～道路上の電柱と宅地内建柱の比較～

道路上に電柱がある場合



- ・ 歩行スペースが狭くなる
- ・ ベビーカーや車いすの通行に支障
- ・ 見通しが悪くなる

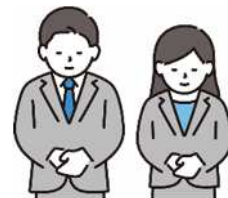
宅地内に建柱した場合



- ・ 歩行スペースが広くなり、安全で快適に通行できる
- ・ 見通しがよくなる

【電柱設置位置の考え方】

- ・ 原則電線は宅地上空を通過しないよう配置
- ・ 電線と建築物等との離隔や地上高を確保することに留意
- ・ 電線事業者が地区全体のバランスとルートを行い、配置を計画
- ・ 電柱間隔は、電線等の重さ、電線の張力と強度、風圧、振動等を考慮し、概ね30m以下として設定



相模原市開発事業基準条例における 住民説明及び開発事業者への情報提供に関する確認について

本市では、一定規模以上の建築事業について周辺環境へ与える影響を考慮し、開発事業基準条例（以下「条例」という）の対象としています。

条例に該当する場合、事業標識を設置し周囲への周知を行うとともに、近隣（開発規模に応じた範囲）にお住いの住民の皆様への説明を行うこととなります。

麻溝台・新磯野第一整備地区における仮換地図は公表していないことから、麻溝台・新磯野区画整理事務所から説明の対象となる地権者様に、開発事業者への連絡先等の情報提供の可否について確認のご連絡をさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

